

第4期 被災地応急対応期

東京消防庁	30名
消防団	1名
東京電力	16名
建設関係	2名

[『東京都災害対策本部 平成12年9月5日午後9時15分 (第67報)』東京都]

03. 都は、泥土の発生状況を調査し、発表した。

角屋敷バス停付近(泥流除去作業8時から開始)

厚さ1m40~50cm 長さ200m

伊ヶ谷地区(泥流除去作業7時36分から開始)

厚さ40~50cm 長さ40m

神着地区

未確認

[『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午前10時15分 (第69報)』東京都]

- 1 椎取神社
- 2 三七沢 幅14.5m×深さ2.4m×長さ7m 通行止め
- 3 平成モーターズ前 幅8m×深さ0.3m×長さ70m 通行止め
- 4 大沢 路肩決壊
- 5 御笏神社 幅10m×深さ1.5m×長さ100m 通行止め
幅7m×深さ1m×長さ30m 通行止め
- 6 アカッコ館前 幅7m×深さ0.3m×長さ100m
- 7 角屋敷バス停付近 幅7m×深さ1.4m×長さ200m
- 8 三宅建設前 幅1.5km×深さ0.1~0.5m
- 9 空栗(からくり)橋 橋脚上危険
- 10 空栗(からくり)橋~平山橋 幅2km×深さ0.2m

[『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午後3時00分 (第72報)』東京都]

- 1 平山橋 堆土、転石多数
 - 2 空栗橋 堆土 幅7~8m×深さ0.6m×長さ100m 流木多数
 - 3 すみすり 堆土 幅8m×深さ0.6m×長さ100m
 - 4 立根(たつね)(1) 堆土 幅8m×深さ0.2m×長さ50m
 - 5 立根(たつね)(2) 堆土 幅8m×深さ1m×長さ80m
 - 6 立根(たつね)(3) 堆土 幅8m×深さ1.2m×長さ100~150m
- 道路損壊・電柱体倒壊・ケーブル切断

現在、阿古~坪田間走行不能

神着~坪田間の状況調査中

[『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午前10時45分 (第82報)』東京都]

阿古～伊ヶ谷～伊豆方面 一部片側通行
阿古～坪田 角屋敷付近の泥流などにより通行止め
漁船で坪田方面から阿古方面に向かい調査を実施
気象庁からの報告
午後は高さ約400mの噴煙があがり、風で流される状況が続く

[『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後9時50分 (第96報)』東京都]

全壊1箇所 三七山側
半壊3箇所 仏沢・伊ヶ谷・坪田
路肩損壊2箇所 伊ヶ谷・坪田
気象庁からの報告

火山活動については、2,500mまでの白色噴煙が見えた。

[『東京都災害対策本部 平成12年9月8日午後10時30分 (第108報)』東京都]

04. 9月16日、台風第17号が接近したため防災関係機関の残留者が全て三宅島から一時避難した。

台風17号が接近しているため、東京都災害対策本部は三宅村長と協議し、本日11時15分、安全確保のため一時避難することを決定しました。

12時に島内で活動中の全員を「かとれあ丸」に収容し、東京港へ向け15時に離岸します。なお、警戒要員についても島内の安全確認がとれ次第「かとれあ丸」で同時に避難します。

一時避難する「かとれあ丸」は台風が通過次第、速やかに三宅島に戻り、ライフライン維持等の作業を再開します。(遅くとも18日帰島、19日作業再開目途)

[『東京都災害対策本部 平成12年9月16日午前11時15分 (第131報)』東京都]

05. 都内観測所でも環境基準を超える二酸化硫黄(火山活動による火山ガス)の濃度が観測された。

三宅島雄山の噴火の影響をうけ、8月28日から都内の測定局において環境基準(1時間値で0.1ppm)を超える二酸化硫黄の濃度が観測されています。今回、これまでの結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1 二酸化硫黄の濃度が上昇した原因

8月25日以来、三宅島の上空では、南よりの風が継続することが多くなった。このため、三宅島の雄山の噴火に伴い、上空に吹き上げられた二酸化硫黄が南よりの風に乗って関東地方に運ばれ、関東上空で、下降流、空気の対流などで地表面に下降し、高濃度を記録したものと考えられる。

2 二酸化硫黄濃度が環境基準を超えた状況(区部・多摩部)

8月28日は、多摩部で、8月29日、9月17日は、区部及び多摩部で広範囲に環境

基準を超える値が観測された。特に、28日、29日は、高濃度が観測されている。

[『東京都災害対策本部 平成12年9月27日午後2時30分 (第162報)』東京都]

06. 「かとれあ丸」に設置した「三宅島火山活動に係る現地災害対策本部」を10月7日に神津島に移設した。

都は、「かとれあ丸」に設置してある三宅島火山活動に係る現地災害対策本部を10月7日に神津島に移設することとしました。設置場所は下記のとおりです。

今後は、火山ガス等の状況を見ながら、三宅島における電話通信施設、観測機器などの維持、必要な道路啓開などの土木作業を行うこととなります。

なお、今後の三宅島・神津島間の交通は小型船舶等にて行う予定です。

[『東京都災害対策本部 平成12年10月4日午後5時15分 (第182報)』東京都]

2. 被害状況

01. 農作物は三宅島全域で火山性ガスにより葉や茎が褐変した。

農地への降灰厚は全島避難時以前と変化はありませんが、農作物は三宅島全域で火山性ガスにより葉や茎が褐変する被害が生じています。なお、島の北西部及び南東部は風向きの関係から火山性ガスによる被害は軽微です。作物別には、サツマイモ、レザーファン(シダ類)はガスに弱く、葉及び茎が褐変しているものが多くなっています。アシタバ、サトイモは葉の褐変はありますが、茎まで枯れているものは少なくなっています。また、サカキ等の常緑広葉樹は、ガスによる被害は比較的軽微です。[『東京都災害対策本部 平成12年11月9日午後2時00分 (第211報)』東京都]

02. 天然林は、降灰により立木がすべて倒れ、壊滅的状態になっている。

林道雄山環状線から上部のヤシャブシ等の天然林は、降灰により立木がすべて倒れ、壊滅的状態になっています。また、林道雄山環状線周辺のスギなどの人工林は、大半が降灰により幹の先端や中程で折れたり倒伏しています。これらより低地にある針葉樹は火山性ガスにより葉が赤色から茶褐色に変色しています。林道雄山環状線は、沢ごとに泥流が発生し路体損傷が激しくなっています。泥流は、沢の河床を基岩に達するまで掘り下げています。[『東京都災害対策本部 平成12年11月9日午後2時00分 (第211報)』東京都]

03. 都は、都道周辺の鳥獣の状況を発表した。

都道周辺において目視で確認できた鳥獣は、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ハクセキレイ、キセキレイ、ウグイス、カワラヒワ、コジュケイ、キジバト、トビ、ネコでした。カラス、ヒヨドリのように雑食性の種は、ほとんどの調査地点で確認ができました。イタチ、カエル、アカコッコについては今回の調査では確認できませんでした。[『東京都災害対

策本部 平成12年11月9日午後2時00分 (第211報)』東京都]

04. 都は、港湾、漁港、空港について、泥流等による被害状況の調査結果を発表した。

- (1) 湯の浜漁港 泥流の流入により泊地内の一部で若干水深が浅くなっています。
- (2) 大久保漁港 特に被害は見受けられません。
- (3) 伊ヶ谷漁港 泥流の流入により船揚場(施設の約1/3)及び物揚場の一部が使用不可能となっていますが、その他の部分の施設は使用可能です。
- (4) 阿古漁港 特に被害は見受けられません。
- (5) 坪田漁港 地盤沈下により漁港全体が沈下していて、満潮時には漁船の接岸がしにくい状況となっています。
- (6) 三池港 定期船の接岸に支障のあるような被害は見受けられません。
- (7) 三宅島空港 泥流侵入及び泥流侵入によるフェンスの倒壊(約52m)が発生していますが、滑走路、エプロン等の施設は使用可能です。

[『東京都災害対策本部 平成12年11月10日午後2時00分 (第213報)』東京都]

05. 都は、道路、河川の調査結果を発表した。

- (1) 仏沢 道路幅員のうち約2/3が延長15メートル程度海側に損壊しており、車両の通行が困難な状況です。道路上にも土砂が堆積しています。
- (2) 三七沢 山側の泥流堆積地に小さな流路が形成されています。道路上にも土砂やコンクリート片が散乱しています。
- (3) 地獄谷 山側の土砂が一部海側に流出しています。また、泥流が堆積しているところに小さな流路が2本形成されています。
- (4) 椎取神社 神社の屋根や鳥居の上端を残して泥流が堆積しています。道路上にも数十メートルにわたり土砂が堆積しています。
- (5) 釜の尻沢 山側のダムを泥流が越流した痕跡があり、数棟に泥流が床下床上まで流れ込んでいます。
- (6) 坊田沢 山側の村道にある橋梁が流木により閉塞されています。家屋2棟の損壊が見られます。
- (7) 伊ヶ谷地区 山側沢筋の村道が決壊しており、泥流が家屋4棟の床上に流入しています。
- (8) 空栗橋付近 海側の道路擁壁が20メートル程度決壊し、道路の一部が損壊しています。多数の流木が見られます。
- (9) その他 特に、島東部及び北部のところどころの道路上では、泥流が堆積しており、舗装面に凹凸が見受けられます。

[『東京都災害対策本部 平成12年11月13日午後2時00分 (第215報)』東京都]

06.被災者生活再建支援法に基づく自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められた。

今般の三宅島噴火災害等により、三宅村においては、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当する全壊住宅が11戸認められたので、東京都は国(国土庁)へ報告するとともに、公示したのでお知らせします。全壊、その他これと同等の被害を受けた世帯であって同法に定める要件に合致する場合には、被災者生活再建支援金制度が適用され、申請により支援金が支給されます。なお、今後その他の世帯に対する同法に定める長期避難世帯の認定については、すみやかに国や村と十分協議してまいります。[『東京都災害対策本部 平成12年11月30日午前10時00分(第224報)』東京都]

4-6. ライフラインの確保

1. ライフラインの確保に関する動き

01. 9月6日に停電の一部が復旧した。

電力の復旧状況

午前6時13分 神着地区・坪田地区 復旧

午前6時16分 伊豆地区 復旧

伊ヶ谷地区・阿古地区は現在も停電中(伊ヶ谷地区の送電施設の影響による)

これにより、伊豆・坪田地区のNTTは、復旧しました。

阿古地区の2箇所のNTTは自家発電中ですが、1週間程度機能の維持が可能。

[『東京都災害対策本部 平成12年9月6日午前10時15分(第69報)』東京都]

02.三宅島現地災害対策要員の飲料水等を確保するために「海水淡水化装置」を設置。

本日、水道局では、三宅島において現地災害対策に当たる要員の飲料水等を確保するため、災害対策用「海水淡水化装置」及び応急給水資機材を現地に搬送するとともに、併せて運転要員等を派遣することとしました。[『東京都災害対策本部 平成12年9月7日午後9時50分(第96報)』東京都]

03.火山活動による火山ガス等の発生によりライフライン等の維持管理作業が縮小された。

東京都は、これまでチャーター船「かとれあ丸」を使用して三宅島におけるライフライン等の維持管理を行ってきました。しかし、9月15日以降、主として二酸化硫黄などの火山ガスの発生量が著しく増加し始めたため、「かとれあ丸」の着岸と三宅島での作業が困難になってきました。このため、火山活動による火山ガス等の危険が去るまでの間、ホテルシップ(かとれあ丸)によるライフライン等維持作業を中断し、新たに神津島村に設置する現地対策本部を拠点として、電話通信施設、観測機器など必要最小限の基盤の維持作業を行うこととします。[『東京都災害対策本部 平成12年9月27日午後5時30分(第163報)』東京都]